

# 災害時避難行動要支援者個別計画策定に関するQ&A

## 1, 作成全般について

R3.1.1作成

**Q1** 避難行動要支援者名簿はどのようなものですか？また、名簿と個別計画の関係性を教えてください。

**A** 「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者をあらかじめ登録しておく名簿です。  
平成25年の災害対策基本法の改正において、この名簿の作成が市町村に義務づけられると共に、要支援者本人の同意を得た上で平常時から避難支援関係者である、警察・消防・民生委員・自主防災組織等に名簿の情報を提供し、災害時の避難支援や、安否確認等に活用することができます。  
個別計画は、名簿を活用した避難支援をより実効性のあるものとするため、具体的な避難行動を平常時から話し合い、記録しておくものです。

**Q2** 「個別計画を作成したら必ず助けてもらえるのですか？」と要支援者から聞かれた場合はどのように回答すればいいですか？

**A** 災害時の避難行動の支援は、地域の「共助」の精神を基礎にして成り立っています。災害時は避難支援者自身や家族などの安全が前提であり、被災状況により避難支援者からの支援を受けることが困難な状況も考えられます。  
そのため、災害時の避難行動の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。また、避難支援者は、避難行動要支援者を助けられなかったとしても、法的な責任を負うものではありません。  
しかしながら、個別計画を作成し関係機関と情報を共有することにより、災害発生時における避難支援を受ける場合の、必要な内容を平常時から確認できるため、ご理解とご協力をお願いします。

**Q3** 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか？

**A** 避難支援は、災害時に避難支援者自身や家族の安全を確保した上で可能な範囲で実施していただくものです。

**Q4** 「避難支援」とはどの程度まで行わなければならないのですか？

**A** 避難支援は、まず要支援者やその家族に連絡し、安否確認や情報伝達をしてください。あわせて、可能な範囲において、要支援者と一緒に避難していただきたいと考えております。

**Q5** 避難支援者には誰になってもらえばいいのですか？

**A** 近隣住民の方が望ましいです。自主防災組織や要支援者本人またはその家族と十分に検討され選任されますようお願いいたします。  
なお、実効性のある個別計画にするため、同じ方が何人もの避難支援者になることは望ましくありません。

**Q6** 避難支援者の候補者に「避難支援者になってほしい」とお願いするのは誰でしょうか？また避難支援者は、どのような手続きが必要でしょうか？

**A** この支援制度は、地域での助け合いの精神に基づくため、自主防災組織（町内会）の中で候補者を選定し、避難支援者になってほしい旨をお願いし了解を得てください。その後、要支援者本人やその家族の同意を基に決定し、個別計画に記入してください。

避難支援者は、特別な手続きはありません。平常時に市が何かをお願いすることはありません。個別計画に氏名・住所・連絡先等を記入させていただきます。

**Q7** 要支援者の家族から「避難行動要支援者名簿に載せておくのはかまわないが、個別計画となると近所の方に迷惑がかかるのでお断りしたい」と言われました。どのように対応したらいいのでしょうか？

**A** 別紙様式1「由利本荘市災害時避難行動要支援者個別計画策定についての重要事項説明書」の裏面の「同意しません」にマルをし、署名をもらい、危機管理課へ提出してください。

今後、個別計画が必要な状況になった場合は、改めて作成について当該要支援者に促してください。

**Q8** 別紙様式2「個別計画」の「災害時に配慮しなくてはならない事項」にある【特記事項】とは、どのような事項を記入すればいいのでしょうか？

**A** 常時服用している医薬品や、使用している医療器具など特に配慮してほしいことを記入してください。

**Q9** 別紙様式2「個別計画」の「避難場所」や「避難経路」は、どのように記入すればよいのでしょうか？

**A** 避難場所は、住んでいるところ、住宅の状況、家族の支援等により一人一人違います。安全性が確保されていれば、自宅や自宅の上層階でもかまいませんし、別居家族の家、近くの建物等としても差し支えありません。

基本は、居住地から一番近い「指定緊急避難場所」を避難先とし、そこまでの避難経路を要支援者本人やその家族、避難支援者と一緒によく考え、案を個別計画により提示してください。

ハザードマップ等の見方など、ご不明な点は危機管理課までお問い合わせください。

**Q10** 重度の障がいのある要支援者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とするなど）の「避難場所」や「避難経路」はどのように記入すればよいのでしょうか？

**A** 要支援者本人やその家族、避難支援者と一緒によく考え、現実的な避難の仕方、避難場所を個別計画に記入してください。災害時には福祉や医療のサービスを利用するなど、あらかじめケアマネージャーさんと決めていることがあれば、その内容を記入してください。

ハザードマップ等の見方など、ご不明な点は危機管理課までお問い合わせください。

**Q11** 指定緊急避難場所が近くに複数ある場合、どこを選択してもよいでしょうか？

**A** どの避難場所を選択してもかまいません。要支援者本人または家族等の状況や、道路の冠水予測などの災害の種別にあった避難場所を考慮しながら、最も避難しやすい場所や経路を選択してください。  
ハザードマップ等の見方など、ご不明な点は危機管理課までお問い合わせください。

**Q12** 具体的にどの時点で避難を開始すればいいのでしょうか？

**A** 【大雨の場合】  
大雨による川の氾濫や土砂災害の危険が高い地域は、要支援者の心身状況を考慮して、早めの避難行動が大切です。「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始の防災情報発令時には、確実に避難行動をとっていただくよう、要支援者本人やその家族、避難支援者と情報共有を図ってください。  
【地震の場合】  
まずは要支援者の安否確認をおこなってください。その後、家屋の倒壊の恐れ又は火災の危険性がある場合は指定緊急避難場所に避難してください。  
【津波の場合】  
津波警報が発令されている地域は直ちに指定緊急避難場所に避難してください。

## 2, 個別計画の更新等について

**Q1** 個別計画を作成した自主防災組織等は今後何をすればいいのでしょうか？

**A** 今後は、大変お手数ですが、地域の皆様と連携を図っていただきながら、訪問調査・現況確認等を随時実施して個別計画の更新をお願いいたします。

**Q2** 個別計画を更新するときは、また新しい用紙に書き直すのでしょうか？

**A** お手元の個別計画に赤ペンで加筆・修正し、危機管理課にご提出くださいませうようお願いいたします。

**Q3** 新たに避難行動要支援者名簿に搭載された方がいた場合、同じようにその方の個別計画も作成するのでしょうか？

**A** 自主防災組織等の皆様におかれましては大変ご難儀をおかけしますが、引き続き個別計画の作成と、それにかかる平常時からの地域交流を何卒よろしく願います。  
作成にあたりましては「3, 個別計画作成促進のための奨励金」をご活用ください。

### 3, 個別計画作成促進のための奨励金

Q1 個別計画作成した自主防災組織等に対して補助はありますか？

A 個別計画作成を促進し地域防災力の向上を図ることを目的とした「由利本荘市災害時避難行動要支援者個別計画策定促進事業奨励金」を創設いたしました。

- ①定額金 5,000円（個別計画作成済みの自主防災組織等に1回のみ）
- ②個別計画作成した人数1人につき1,500円(新規作成時のみ。更新は含まない)

Q2 災害時避難行動要支援者個別計画策定促進事業奨励金の申請方法を教えてください。

A 申請方法や申請書類をご案内しますので、危機管理課までお問い合わせください。併せて、市のホームページにも掲載しています。

Q3 個別計画作成した要支援者の避難支援に使用する救助用具等を購入した場合の補助はありますか？

A 従来の「由利本荘市自主防災組織活動促進事業補助金交付要綱」を改定し、「個別計画策定済みの避難行動要支援者における避難支援資機材の購入費」も補助の対象となりました。

- ・補助率 購入費の4分の3以内
- ・補助金の上限額 6万円
- ・補助金の交付回数制限 1年度に1回
- ・補助の対象となるもの 車椅子、ストレッチャー、担架等

ご不明な点は危機管理課へお問い合わせください。

由利本荘市総務部危機管理課

TEL 24-6238